

今年は春になっても寒い日が続き、なかなかこたつや冬物をしまえなかった方も多かったのではありませんか？ それでも5月になれば、薫風がさわやかに吹き、日差しも気持ちも明るくなりますね。

ゴールデンウィークが過ぎる頃は、4月からの新年度がスタートして約1ヶ月。ちょっと慣れと疲れがでてきて、5月病なんてよく言われますが、なんとなく元気がなくなる方がいらっしやいます。気分を引き締めて、初心を思い出し、頑張りましょう。

今回は、＜後期高齢者医療制度＞についてご説明させていただきます。

今年の4月から、＜後期高齢者医療制度＞が始まりました。制度名はかなり不評で、厚生労働省は、長寿医療制度に制度名を変更しましたが、周知徹底はされていないようです。＜後期高齢者医療制度＞と長寿医療制度は同じです。

＜後期高齢者医療制度＞とは

高齢者の方々の暮らしに配慮した医療が受けられるしくみを導入するとともに、介護保険等の在宅福祉サービスとの連携を図り、地域での高齢者の方々に「生活を支える医療」を提供します。

#### 1 該当する被保険者

75歳以上の方(75歳の誕生日から資格取得)

65歳以上74歳以下で障害認定を受けている人。(加入しない選択もできます。

なお、被保険者の方一人ひとりに被保険者証が交付されます。

#### 2 運営のしくみ

・都道府県ごとに全市町村が加入して設立された地方公共団体である、後期高齢者医療広域連合が運営主体です。

・公費：約5割、後期高齢者支援金(国保、健保等からの保険料)：約4割、高齢者の保険料：約1割で運営されます。

#### 3 保険料

被保険者一人ひとりが、その方の負担能力に応じて、公平に保険料を納めます。保険料はその方の所得に応じて決まる所得割額と被保険者の方が等しく負担する均等割額の合計になります。ただし、保険料の上限額は、年額50万円です。

サラリーマンなどのご家族で、ご家族が加入していた医療保険の被扶養者として保険料の負担がなかった方は、特別対策として、平成20年4月から9月までの半年間、保険料は徴収されず、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は保険料が9割軽減されます。

厚生労働省によると、保険料の全国平均は、基礎年金だけで単身の方は、

月1.000円程度、厚生年金の平均額(月16.7万円)だけの単身の方は、月5.800円程度だそうです。

#### 4 受けられる医療

いままでと同様、74歳までの方と同様な医療が受けられますし、自己負担も、いままで同様にかかった医療費の1割負担です(現役並みの所得者の方は3割)。これに加え、高齢の方ができるだけ自立した生活を送れるよう、「生活を支える医療」が受けられます。

#### 5 新たに設けられた、高額医療、高額介護合算制度とは

いままでは、医療保険と介護保険でかかった費用は、制度ごとに1ヶ月の自己負担限度額が設定されていました。これに加え、医療保険と介護保険でかかった費用の年間の上限が設定されました。つまり、同一世帯の被保険者の医療保険、介護保険でかかった年間の費用を合算し、上限額を超えた部分は戻ってくる制度が始まりました。

\* 年額の負担上限額は、

現役並み所得者:67万円

一般:56万円

市町村民税非課税の世帯で、年金受給額が80万円を超える方:

31万円

市町村民税非課税の世帯で年金受給額が80万円以下の方:

19万円

以上、簡単に<後期高齢者医療制度>についてご説明させていただきました。詳しくは、各都道府県の後期高齢者医療広域連合または、各市町村の窓口にお問い合わせください。

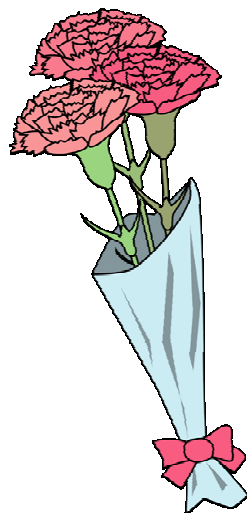
群馬県後期高齢者医療広域連合(群馬県公社総合ビル 6階)

027-256-7171(代表)

専用 0570-002299

Fax 027-255-1312

また、何かわからないこと、ご心配なことがありましたら、いつでも当院のソーシャルワーカーにお声をかけてください。



北関東循環器病院 地域連携室  
医療相談室